

全産連発第 177 号
令和 6 年 1 月 31 日

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制課長 松田 尚之 殿

公益社団法人全国産業資源循環連合会

会長 永井 良一
法制度対策委員会委員長 片渕 昭人



静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に関する要望

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、まず中央環境審議会循環型社会部会静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会においてご審議されている方向性に賛意を表します。

その上で、本業界が脱炭素型資源循環システムの構築に向けて取り組みを進めるため、新たな制度に関して次の要望事項（詳細は次頁の別紙をご覧ください。）を提出致します。特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 静脈産業の技術力等を最大限活用するとともに、特に小規模零細な静脈企業の役割を踏まえた制度としていただくこと。
2. 焼却せざるを得ない産業廃棄物の最終処分を含めた適正処理の確保及びサーマルリカバリーの必要性・有用性、資源循環の工程における GHG 排出削減等の政策的な位置付けを図っていただくこと。
3. 脱炭素型資源循環に関する技術開発等に対する各種の支援措置、GHG 排出削減を行う静脈企業の認定制度の創設、必要な施設整備に係る廃棄物処理法の規制緩和等を講じていただくこと。
4. 産廃処理業の許可を不要とする認定制度は、産廃処理業許可等と同程度の審査とし、認定事業者には処理基準等の遵守を義務付けていただくこと。
5. 脱炭素に配慮した再生材等の利用拡大を図るため、当該再生材等を利用する動脈企業のカーボンニュートラル化や公共調達での利用拡大等の措置を講じていただくこと。
6. 情報を通じた主体間の連携においては、静脈企業側に過度な負担とならないような仕組みとし、例えば台帳情報の活用を含めて検討いただきたいこと。

（別紙）静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に関する要望事項の詳細

1. 新たな制度の仕組みづくりについて

- (1) 脱炭素型資源循環システムの構築に係る新たな制度づくりに当たっては、静脈産業が有する技術力及び能力を最大限に活用する仕組みとしていただきたい。また、静脈企業のうち特に小規模零細企業の役割を十分に踏まえつつ、当該企業に過度な負担とならないような制度設計をお願いしたい。
- (2) 感染のおそれ等によって再資源化が困難な使用済み医療機器や、マテリアルリサイクルが技術的に困難な使用済み製品等の産業廃棄物については、脱炭素型資源循環の向上を目指しつつ、それらの産業廃棄物の適正処理を確保するための焼却処理及び焼却に伴うサーマルリカバリーの必要性・有用性を重視し、当該焼却に伴い生じる残さ物の埋立処分等の適正処理の重要性を含め、その政策的な位置付けを図っていただきたい。
- (3) マテリアルリサイクル等の資源循環の一連の工程から発生する GHG の排出削減及び残さ物の適正処理について、その政策的な位置付けを図っていただきたい。
- (4) 新制度の設計においては、優良産廃処理業者認定制度の認定事業者の活用を図るようお願いしたい。

2. 脱炭素型資源循環に取り組む静脈企業に対する支援措置等について

- (1) SBT（科学にもとづく目標設定）等の GHG の排出削減に向けた静脈企業の取り組み促進のための各種支援をお願いしたい。
- (2) 産業廃棄物処理の事業を含め GHG の排出削減に取り組む静脈企業を一定の基準に基づき国が認定する仕組みを創設していただきたい。また、当該認定企業が活躍できる環境整備をお願いしたい。
- (3) 脱炭素型資源循環を進めるため、静脈企業が取り組む技術開発、技術導入による設備投資及び静脈物流の脱炭素化、並びにその取り組みに必要な雇用・人材の確保等に資する各種支援をお願いしたい。また、脱炭素型資源循環に資する施設の新設及び既存施設の変更に係る廃棄物処理法の規制緩和を講じていただきたい。

3. 認定制度における審査及び処理基準等の遵守について

(1) 脱炭素型資源循環システムの構築に係る新たな制度において、廃棄物処理業等の許可を不要とするなどの認定制度を創設される場合には、産業廃棄物処理業許可及び産業廃棄物処理施設設置許可と同程度の審査を厳格に行うとともに、認定事業者には産業廃棄物処理基準等の遵守を義務付ける制度としていただきたい。

4. 動静脈及び官民等の連携による脱炭素に配慮した再生材等の利用拡大、CCUS 等の技術開発・実用化について

(1) 動脈産業による脱炭素に配慮した再生材や熱回収によるエネルギーの利用拡大を強く後押しする施策を講じていただきたい。例えば、当該再生材等を必要とする動脈企業等とのマッチングの促進や、当該再生材等の利用が動脈産業のカーボンニュートラル化にも資することとなるような仕組みを検討いただきたい。

(2) 脱炭素型資源循環の促進は、動静脈連携のみならず官民連携による脱炭素に配慮した再生材や熱回収によるエネルギーの利用拡大が重要な課題である。そのため、社会全体で当該再生材等のさらなる利用を図るための仕組みの構築が望まれるが、まずは官公需における当該再生材等の一層の利用拡大が最も重要と考えられることから、国・地方公共団体が一体となり公共調達において静脈企業が生産する当該再生材等の利用を促進するための制度的な措置をお願いしたい。

(3) 脱炭素化の有力な技術である CCS 及び CCUS については、産官学の連携による当該技術開発のさらなる促進と当該技術の早期の実用化を図り、これらの最新の技術動向等を踏まえた総合的な国の指針を示していただくとともに、静脈企業における当該技術の開発及び導入等の取り組みに対する各種支援をお願いしたい。

5. 情報を通じた主体間の連携について

(1) 動静脈連携においては、静脈企業と動脈企業の双方の積極的な情報連携が重要である。そこで、例えば静脈企業が動脈企業に対し、再生材の生産を安全かつ安定的に実施するために必要な情報の提供を求めた際には、動脈企業による当該情報の提供が積極的に行われる仕組みを設けていただきたい。

- (2) SCOPE 3への対応は、今後、必須となっていくと思われるが、GHG 排出量の算定方法、DX 化対応、SBT 認証への対応などへの技術的、財政的支援をお願いしたい。
- (3) 資源循環や GHG 排出の削減効果に関する貢献度評価については、様々な物の流れが複雑に存在する場合が多いという実態を踏まえて、様々なケースを想定して検討をいただきたい。
- (4) 電子マニフェストの活用については、制度の本来的な目的がトレーサビリティの確保であることを踏まえて、静脈側業者に過剰な負担とならないよう、台帳情報の活用なども含めて検討をいただきたい。

6. その他

- (1) 近年、大規模かつ広域にわたる自然災害の発生が多発していることから、被災市町村の要請を受け、産業廃棄物処理業者が災害廃棄物処理を担う事例が増加している。自然災害は時や場所を問わず発生し、発災した場合には被災地の復旧・復興に向けて早期の災害廃棄物処理の遂行が求められる。そのため災害廃棄物処理の業務については、時間外労働の上限規制の適用を除外していただくようお願いしたい。
- (2) (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業及び処分業の更新許可申請時において、従前の許可の内容から変更すべき事項がない場合には、当該更新許可の申請書類等のうち当該事項に係る書類等の免除をお願いしたい。

以上

